

○ 内閣府及び農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府・農林水産省令第三号）

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の傍線を付した又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第一（第三条関係）		別表第一（第三条関係）	
<p>農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）</p> <p>第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の六十一の十二</p>	<p>第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の六十一の十二</p>	<p>水産業協同組合法（昭和二十三年法律第百四十二号）</p>	<p>「項を加える。」</p> <p>第五十三條第一項（第五十四條の二第六項（第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第九十二條第三項において準用する場合を含む。））並びに第五十八條の三第一項及び第二項（これらの規定を第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第九十二條第三項において準用する場合を含む。）並びに第九十二條第三項の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の十二</p>
<p>水産業協同組合法（昭和二十三年法律第百四十二号）</p>	<p>第五十三條第一項（第五十四條の二第六項（第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第九十二條第三項において準用する場合を含む。））並びに第五十八條の三第一項及び第二項（これらの規定を第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第九十二條第三項において準用する場合を含む。）並びに第九十二條第三項の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の十二</p>	<p>水産業協同組合法（昭和二十三年法律第百四十二号）</p>	<p>第五十三條第一項（第五十四條の二第六項（第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第九十二條第三項において準用する場合を含む。））並びに第五十八條の三第一項及び第二項（これらの規定を第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第九十二條第三項において準用する場合を含む。）</p>

<p>〔略〕</p>	<p>農林中央金庫法（平成十三年法律第九十号） 第十一条第七項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百十條第六項及び第三百十一條第三項、第二十七條の第三項、第二十八條の二第一項及び第二項、第二十九條の二第一項、第三十五條第三項、第三十六條第一項及び第二項、第四十九條の四第二項及び第三項、第五十二條第一項、第七十五條の二第二項において準用する同法第四百三十二條第二項、第八十一條第一項及び第二項並びに第九十五條の五の十第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の十二</p>
------------	--

別表第二（第五条関係）

<p>農業協同組合法</p>	<p>第十一条第二項及び第九十二條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六一の十二</p>
----------------	--

<p>〔同上〕</p>	<p>農林中央金庫法（平成十三年法律第九十号） 第十一条第七項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百十條第六項及び第三百十一條第三項、第二十七條の第三項、第二十八條の二第一項及び第二項、第二十九條の二第一項、第三十五條第三項、第三十六條第一項及び第二項、第四十九條の四第二項及び第三項、第五十二條第一項、第七十五條の二第二項において準用する会社法第四百三十二條第二項並びに第八十一條第一項及び第二項</p>
-------------	---

別表第二（第五条関係）

<p>農業協同組合法（昭和二十二年法律第一百三十二号）</p>	<p>第十一条第二項</p>
---------------------------------	----------------

水産業協同組合法	第五十三条第一項（第五十四条の二第六項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合に限る。）及び第二百一十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十二
〔略〕	農業信用保証保険法 第二十九条、第三十条及び第四十一条第二項
農林中央金庫法	第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十二
〔略〕	〔略〕

別表第三（第八条関係）

農業協同組合法	第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項
水産業協同組合法	第五十三条第一項（第五十四条の二第六項（

水産業協同組合法	第五十三条第一項（第五十四条の二第六項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合に限る。）
〔同上〕	農業信用保証保険法 第二十九条、第三十条及び第四十一条第二項
〔項を加える。〕	〔項を加える。〕
〔同上〕	〔同上〕

別表第三（第八条関係）

〔項を加える。〕	〔項を加える。〕
水産業協同組合法	第五十三条第一項（第五十四条の二第六項（

	〔略〕	農林中央金庫法
<p>第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合に限る。）<u>第五十八</u>条の三第一項及び第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）並びに<u>第二百一十一</u>条の五の九第一項において準用する銀行法五十二条の六十一の二十一第一項</p>		<p>第十一条第七項において準用する会社法第三百十條第七項第一号及び第三百十一條第四項、第十九條の二第三項第一号、第二十条の二第二項第一号、第二十七條の三第二項第一号、第二十八條の二第三項第一号、第二十九條の二第二項第一号、第三十三條第二項第一号、第三十六條第三項第一号、第四十九條の四第四項第一号、第六十八條の二第二項第一号、第八十一條第一項及び第二項並びに第九十条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の二十一第一項</p>
	〔同上〕	農林中央金庫法
<p>第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合に限る。）<u>並びに第五十八</u>条の三第一項及び第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）</p>		<p>第十一条第七項において準用する会社法第三百十條第七項第一号及び第三百十一條第四項、第十九條の二第三項第一号、第二十条の二第二項第一号、第二十七條の三第二項第一号、第二十八條の二第三項第一号、第二十九條の二第二項第一号、第三十三條第二項第一号、第三十六條第三項第一号、第四十九條の四第四項第一号、第六十八條の二第二項第一号並びに第八十一條第一項及び第二項</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。